

信用金庫 3大疾病保障特約付 リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険

「万への備え」に、「3大疾病への備え」を加えて、
お客さまにローンご返済の安心をお届けします

死亡または所定の高度障害状態に該当したら

ローン残高が **0円**

余命6カ月以内と判断されたら

ローン残高が **0円**

悪性新生物（がん）と診断確定されたら

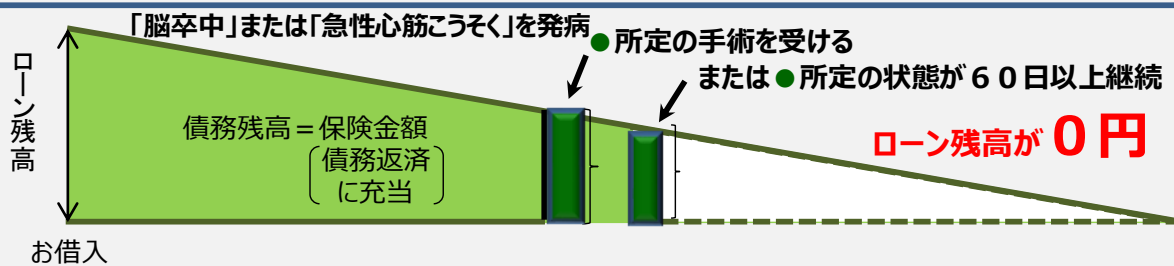
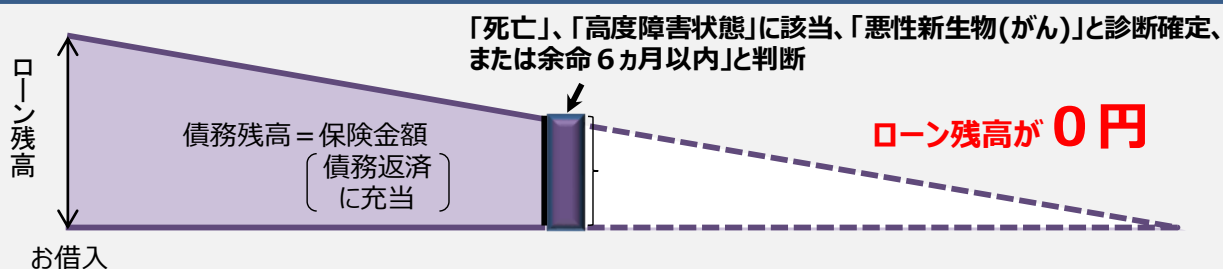
ローン残高が **0円**

3大疾病

脳卒中・急性心筋こうそくで

- 所定の手術を受ける
または
- 所定の状態が60日以上継続

ローン残高が **0円**



ご加入について

①加入対象者

新たにご融資を受けられる方のうち、加入可能な年齢かつ幹事生命保険会社にご加入を承諾した方
ただし、がん（悪性しゅよう・肉腫・悪性リンパ腫・白血病・上皮内がん・皮膚がんを含みます）の既往歴のある方は、3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険にはご加入できません。

②加入手続

融資が実行されるまでに「申込書兼告知書」をご提出いただきます。なお、借入金額（保険金額）が5,000万円を超える場合には、幹事生命保険会社所定の「専用診断書」をご提出ください。また、告知の内容によっては医師の診断書等を追加してご提出いただくことがあります（診断書取得にかかる費用はお客さま（加入申込者）にご負担いただきます）。

※健康状態によっては、ご加入をお断りする場合もございますのでご了承ください。

信用金庫団信のご説明動画を
ホームページでご覧いただけます

スマートフォンから
アクセスできます



信用金庫 3 大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険の概要

保 険 名 称	3 大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険		
この保険の特徴	この保険は、信金中央金庫を保険契約者、信用金庫を保険金受取人とし、信用金庫の住宅ローン等（事業性資金は除く）の融資を受けている債務者を被保険者とする生命保険契約です。被保険者が保険期間中に以下の支払事由に該当された場合に、引受生命保険会社が所定の保険金（＝債務残高）を保険金受取人である信用金庫に支払い、その保険金が被保険者の債務の返済に充当されます。		
支払事由	死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき。	
	高度障害保険金	保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態に該当されたとき。	
	リビング・ニーズ特約保険金	保険期間中に余命6か月以内と判断されたとき（※） （※）余命の判断は、医師の診断に基づき、生命保険会社が行ないます。	
	3 大疾病 保険金	悪性 新生物	保険期間中に所定の悪性新生物に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき。ただし、次の場合を除きます。 ・保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患したと診断確定されていたとき ・保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されたとき ・保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき ※悪性新生物には、上皮がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません。
		急性心筋 こうそく	保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの状態に該当されたとき ・所定の急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋こうそくにより初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき ・所定の急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋こうそくの治療を直接の目的として、病院または診療所において所定の手術を受けたとき
		脳卒中	保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの状態に該当されたとき ・所定の脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻ひ等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ・所定の脳卒中を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所において所定の手術を受けたとき
保 険 金 額	債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動（逓減）します。 被保険者一人あたりの保険金限度額は、他の信用金庫からの借入も含めて、信用金庫リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険、信用金庫がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険、信用金庫 3 大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険、信用金庫団体信用就業不能保障保険・3 大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険、信用金庫団体信用就業不能保障保険・3 大疾病保障特約付団体信用生命保険を通算して 1 億円となります。限度額を超える保険金については申込みできません。		
保険金をお支払いできない場合	次のような事由に該当する場合は、保険金をお支払いできません。		
	名 称	解除・免責等により保険金をお支払いできない場合	
	死亡保険金（リビング・ニーズ特約保険金） 高度障害保険金	<ol style="list-style-type: none"> (1) 保障開始日から1年以内に自殺されたとき (2) 被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (3) 保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (4) 戦争その他の変乱により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (5) 告知義務違反による解除 (6) 詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 (7) 重大な事由による解除の場合（反社会的勢力に該当する認められたときを含む） (8) 保障開始日より前に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態に該当されたとき 	
3 大疾病 保険金	<ol style="list-style-type: none"> (1) 保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき (2) 保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき (3) 保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき (4) 告知義務違反による解除 (5) 詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 (6) 重大な事由による解除の場合（反社会的勢力に該当する認められたときを含む） (7) 保障開始日より前に発生した傷害または疾病を原因として急性心筋こうそく・脳卒中に該当されたとき 		
保 障 開 始 日	融資実行日（借り換え融資の場合は借り換え日、債務引受の場合は債務引受日）または幹事生命保険会社のご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。		
この契約からの脱退	次のような場合には、この保険契約から脱退となり、保障は終了します。 ・保険金の支払事由に該当されたとき ・債務を完済されたとき ・満 7 5 歳に達した直後の12月31日 ・融資を受けた信用金庫の住宅ローン等（事業性資金は除く）が賦払償還債務でなくなったとき ・融資を受けた信用金庫の住宅ローン等（事業性資金は除く）の債務者がなくなったとき		
告知に関する重要事項	<ul style="list-style-type: none"> ・この保険への加入申し込みの際に、「申込書兼告知書」でおたずねする現在の健康状態、過去の傷病歴、身体の障害状態等について、ありのままをお知らせいただくことを「告知」といい、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務があります。 ・この書面による告知は、生命保険会社が公平にご加入をお引き受けするかどうかを決める重要な事項ですので、過去の傷病歴、告知日（記入日）現在の健康状態、過去の傷病歴、身体の障害状態等について、「申込書兼告知書」でおたずねすることに、必ず加入申込者ご本人が事実をありのままに正確にもれなく告知（記入）してください。 ・なお、告知いただいた健康状態によってはご加入をお断りする場合もございますのでご了承ください。 		

<ご注意> この「信用金庫 3 大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険の概要」は、住宅ローン等（事業性資金は除く）に付帯される保険の概要を説明したものです。この保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「3 大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」、および「申込書兼告知書」裏面の「3 大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。